

使っていますか？ ジェネリック医薬品



効き目は確か？

効き目はもちろん、安全性も先発医薬品と同等なので、安心して使うことができます。



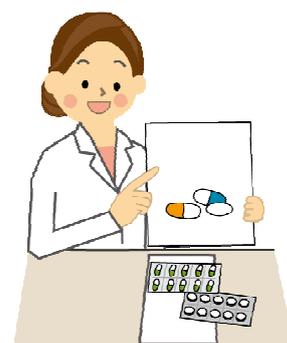
どのくらい安い？

お薬の価格は、先発医薬品に比べて4割以上、中には5割以上安くなる場合があります。



種類はあるの？

さまざまな病気や症状に対応しています。



もっと詳しく知りたい場合は？

医師・薬剤師に、お気軽にご相談ください。



(出典：厚生労働省広報資料リーフレット)

ジェネリック医薬品の選択は、自己負担の軽減だけでなく、医療費全体の抑制にもつながります。

処方せん											
(この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。)											
公費負担者番号				保険者番号							
公費負担医療の受給者番号				被保険者証・被保険者手帳の記号・番号							
患者	氏名		保険医療機関の所在地及び名称				電話番号				
	生年月日	明大暦平 年 月 日	男・女		保険医氏名 (印)						
	区分	被保険者	被扶養者	都道府県番号	点数表番号	医療機関コード					
交付年月日		平成 年 月 日		処方せんの使用期間		平成 年 月 日		特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。			
処方	変更不可 (個々の処方薬について、後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更は差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「√」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。)										
	保険医署名 (「変更不可」欄に「√」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。)										
備考											
調剤済年月日		平成 年 月 日		公費負担者番号							
保険薬局の所在地及び名称 保険薬剤師氏名 (印)				公費負担医療の受給者番号							

処方せんの「変更不可欄」に、「レ」や「×」がなく、「保険医署名欄」に署名がなければ、ジェネリック医薬品を選択することができます。

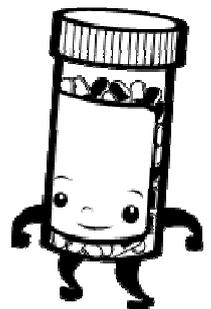
【ご注意ください】

- ※すでにジェネリック医薬品を処方されている場合があります。
- ※医師の判断によりジェネリック医薬品へ変更できない場合があります。
- ※病院・診療所や薬局によっては、取り扱っていない場合があります。
- ※すべての医薬品にジェネリック医薬品が存在するわけではありません。
- ※ジェネリック医薬品に変更しても、自己負担額が先発医薬品使用時と変わらない場合があります。

あなたの健康づくりを応援します。

— 長浜市国民健康保険 —

保険医療課 (電話 65-6512)



メディンちゃん